

「子ども医療費助成制度」の拡充について

- 堺市では現在、安心して子どもを生み育てることができ、子どもたち一人ひとりが、いきいきと輝き、伸びやかに育つ環境を創出するとともに、子育て世帯の負担軽減に資するため、中学校卒業までの子どもを助成対象として医療費の一部を助成しています。
- 市民の方からは子ども医療費助成制度のさらなる拡充について多くの声があり、平成31年4月から子ども医療費助成制度の対象を所得制限なく高校生世代（18歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡充します。

1. 子ども医療費助成制度の内容

通院や入院（入院時食事療養費を含む）で医療機関などにかかったときの医療費を助成します。一部自己負担額は、1医療機関当たり各日500円以内で月2日まで。ただし、一人につき、一部自己負担額が月額2500円を超えた場合は、超えた額を申請により償還。

2. 改正内容

	現行	拡充後
対象年齢	中学校卒業まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	高校卒業まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）
対象人数	約104,500人	約125,500人

3. 拡充日：平成31年4月1日